

Q & A

Q1 支援金の申請に必要な書類はありますか。

A1 原則、添付書類はありません。施設区分ごとに支援金額を算定した上で、交付申請書を直接送付します。申請書が届きましたら、内容確認の上、管理者名を記入し、同封の封筒を使用し、委託先の北海道国民健康保険団体連合会あて送付してください。

Q2 有床診療所ですが、外来診療のみを行い、病床は休床しています。対象になりますか。

A2 対象となりません。

今回の支援金は食材料費高騰に対する支援であるため、病床を休床し、入院患者を受入れていない場合は、食事の提供も行われていないため、対象外となります。

なお、「休床の考え方」など、疑義がある場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へお問い合わせください。

Q3 令和6年1月に再開していますが、対象になりますか。

A3 対象は、

- ・基準日（令和5年10月1日）現在において、保険医療機関として開設していること
- ・申請日時点において、廃止・休止していないこと
- ・入院患者等へ食事提供を行っていること

のいずれも満たしている必要があります。

事例の場合は、10月1日時点では休止しているため対象外であり、申請日時点で再開していたとしても対象となりません。

※ 保険医療機関と記載していますが、医療機関だけではなく、介護・障がい施設も同じ取扱いです。

Q4 令和5年10月1日時点で休止している場合を対象外としている理由や申請日時点で廃止・休止していないこと、食事提供を行っていることを条件にしているのは、なぜですか。

A4 この支援金の目的は、食材料費の影響により経営に負担が生じている医療機関・介護・障害施設等に対し、提供する食事サービスの質を維持し、継続的かつ安定した食事サービスの提供に支障が生じないように支援を行うものであるため、基準日（10月1日）時点で休止している場合や、医療機関や病床の休止・廃止等により食事提供が継続されていない場合は対象外としています。

Q5 食事提供を行っているとは具体的にどのようなものを指しますか。

A5 職員自ら事業所で調理している場合や、事業所で調理を外部に委託している場合又は弁当や出前を注文している場合等、事業所が利用者のために食事を用意している場合は、食事提供に係る加算の該当の有無にかかわらず、全て本事業の対象となります。

なお、利用者が弁当を持参して通所している場合等は対象外です。